

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

条 例

○県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	一	○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	四
○職員給与に関する条例等の一部を改正する条例	一	○一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	四
○特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例	三	○職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	四
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	三	○福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	四
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例	三	○福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	五
			六

条 例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付職員給与に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第五十七号

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 県議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める。

第二条 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に改める。

附則

この条例中第一条の規定は平成二十二年十二月一日から、第二条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県条例第五十八号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十七条の三まで」の下に「及び附則第七項第三号」を加え、同条第二項中「百分の百四十」を「百分の百三十」に改め、「第十七条の四」の下に「及び附則第十一項」を加え、「百分の百二十」を「百分の百十」に改め、同条第三項中「百分の百四十」を「百分の百三十」に、「百分の八十」を「百分の七十五」に、「百分の百二十」を「百分の百十」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「。附則第七項第三号において同じ。」を加える。

第十七条の四第一項中「この条」の下に「及び附則第七項第四号」を加え、同条第二項第一号中「次項」の下に「及び附則第七項第四号」を加え、「百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同条第二号中「百分の三十五」を「百分の三十」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改める。

第十八条の二第二項中「一万七千七百円」を「八千円」に改める。

附則第七項及び第八項を次のように改める。

7 当分の間、職員(次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職

務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第九項から第十一項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第九項及び第十項において「給料月額減額基礎額」という。）

二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の〇・九を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超える範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超える範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を乗じて得た額を算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の〇・九を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超える範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超える範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第十七条の四第四項において準用する第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超える範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超える範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の〇・九を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在

において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超える範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超える範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額）

五 第十九条第一項から第六項まで又は第八項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第十九条第一項 前各号に定める額

イ 第十九条第二項又は第三項 第一号から第三号までに定める額に百分の八十を乗じて得た額

ウ 第十九条第四項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第十九条第五項又は第六項 第一号から第三号までに定める額に、同条第五項又は第六項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第十九条第八項 第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項又は第六項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同条第五項又は第六項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料	料	表	職務の級
行政職給料表			六級
公安職給料表			七級
教育職給料表			四級
研究職給料表			五級
医療職給料表(一)			六級
医療職給料表(二)			六級
医療職給料表(三)			六級

8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員と

なつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の三項を加える。

9 附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十二条の規定により減額される給与の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の〇・九を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

10 附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第十三条から第十五条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十六条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の〇・九を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

11 附則第七項の規定が適用される間、第十七条の四第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・五八五（特定幹部職員にあつては百分の〇・七六五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十五（特定幹部職員にあつては百分の八十五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「四万三千百円」を「四万五千八百円」に改める。

第十七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百三十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百一・五」に、「百分の百二十」を「百分の百十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百三十一・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十」を「百分の百十二・五」に改める。

第十七条の四第二項第一号中「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十」を「百分の四十二・五」に改める。

附則第十一項中「百分の〇・五八五」を「百分の〇・六〇七五」に、「百分の〇・七六五」を「百分の〇・七八七五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「相当する額」の下に「（職員の給与に関する条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九・一を乗じて得た額）」を加える。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中第十八条の二の改正規定は平成二十三年一月一日から、第二条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

福島県条例第五十九号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「百分の百四十」を「百分の百三十」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」と、「百分の百三十」を「百分の百四十」と、「百分の百三十二・五」に、「百分の百四十五」とし」を「百分の百五十」とし」に改める。

附則

この条例中第一条の規定は平成二十二年十二月一日から、第二条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県条例第六十号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）の一部を次のように

改正する。
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の三項を加える。

(給与条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第七項第一号、第三号及び第四号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた」とあるのは「算出率を乗じて得た額を減じた」と、第三号及び第四号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額及び」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額に」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

3 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における第十九条の規定の適用については、同条中「第十六条まで」とあるのは、「第十六条まで及び附則第二項」とする。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第七項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

(人事課)

福島県条例第六十一号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第五條 (給与条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

第十五条 第三項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の〇・九を乗じて得た額(給与条例附則第七項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、

その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額」とする。

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

(人事課)

福島県条例第六十二号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百四十」を「百分の百三十」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に改める。

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十」を「百分の百三十二・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十二年十二月一日から、第二条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県条例第六十三号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福島県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百四十」を「百分の百三十」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に改める。

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十」を「百分の百三十二・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十二年十二月一日から、第二条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県条例第六十四号

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例(平成二十年福島県条例第十五号)の一部を次のよう

に改正する。

附則に次の六項を加える。

4 当分の間、九号条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第一条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「並びに」とあるのは「並びに九号条例附則第七項の規定並びに」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額(特地勤務手当(九号条例第十一条の三の規定による手当を含む。)、農林漁業普及指導手当、九号条例附則第七項第二号及び第五号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額並びに九号条例附則第九項及び第十項に規定する減じた額の算出の基礎となる給料月額)であつては、九号条例規定及び五十九号条例規定により支給されるべき給料月額」から」と、「九号条例適用職員給料規定により」とあるのは「九号条例規定及び五十九号条例規定により」とし、第四条第一項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額並びに九号条例附則第七項第三号及び第四号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額の算出の基礎となる給料月額」と、「九号条例適用職員給料規定及び同条」とあるのは「九号条例規定、五十九号条例規定及び同条」と、「給料の月額から」とあるのは「給料の月額及び給料月額からそれぞれ」とする。

5 当分の間、五十六号条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対する第一条第二項及び第四条第二項の規定の適用については、第一条第二項中「並びに」とあるのは「及び五十六号条例附則第七項の規定並びに」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額(特地勤務手当(五十六号条例第八條の三の規定による手当を含む。)、へき地手当(五十六号条例第八條の五の規定による手当を含む。)、五十六号条例第六條、第七條及び第九條の規定によりその例によることとされる九号条例附則第七項第二号及び第五号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額並びに九号条例附則第九項及び第十項に規定する減じた額の算出の基礎となる給料月額)であつては、五十六号条例規定及び六十四号条例規定により支給されるべき給料月額」から」と、「五十六号条例適用職員給料規定により」とあるのは「五十六号条例規定及び六十四号条例規定により」とし、第四条第二項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額並びに五十六号条例第九條の規定によりその例によることとされる九号条例附則第七項第三号及び第四号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額の算出の基礎となる給料月額」と、「五十六号条例適用職員給料規定及び同条」とあるのは「五十六号条例規定、六十四号条例規定及び同条」と、「給料の月額から」とあるのは「給料の月額及び給料月額からそれぞれ」とする。

6 当分の間、企業局三号規程附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第一条第三項及び第四条第三項の規定の適用については、第一条第三項中「及び」とあるのは「」及び九号条例附則第七項の規定、企業局三号規程附則第二項の規定並びに」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額(七十四号条例に基づく企業局三号規程第二条の規定によりその例によることとされる九号条例附則第七項第二号及び第五号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額並びに九号条例附則第九項及び第十項に規定する減じた額の算出の基礎となる給料月額)であつては、企業局

九号条例規定及び企業局二号規程規定により支給されるべき給料月額)から」と、「七十四号条例適用職員給料規定により」とあるのは「企業局九号条例規定及び企業局二号規程規定により」とし、第四条第三項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額並びに企業局三号規程第二条の規定によりその例によることとされる九号条例附則第七項第三号及び第四号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額の算出の基礎となる給料月額」と、「七十四号条例適用職員給料規定により」とあるのは「企業局九号条例規定及び企業局二号規程規定により」と、「給料の月額から」とあるのは「給料の月額及び給料月額からそれぞれ」とする。

7 当分の間、病院局三号規程附則第六項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第一条第四項及び第四条第四項の規定の適用については、第一条第四項中「及び」とあるのは「」及び九号条例附則第七項の規定、病院局三号規程附則第六項の規定並びに」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額(特地勤務手当(九十九号条例第十三條第二項の規定による手当を含む。)、九十九号条例に基づく病院局三号規程第二条の規定によりその例によることとされる九号条例附則第九項及び第十項に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額並びに九号条例附則第九項及び第十項に規定する減じた額の算出の基礎となる給料月額)であつては、病院局九号条例規定及び病院局十号規程規定により支給されるべき給料月額)から」と、「九十九号条例適用職員給料規定により」とあるのは「病院局九号条例規定及び病院局十号規程規定により」とし、第四条第四項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額並びに病院局三号規程第二条の規定によりその例によることとされる九号条例附則第七項第三号及び第四号に掲げる給与の額並びに当該各号に定める額の算出の基礎となる給料月額」と、「九十九号条例適用職員給料規定及び同条」とあるのは「病院局九号条例規定、病院局十号規程規定及び同条」と、「給料の月額から」とあるのは「給料の月額及び給料月額からそれぞれ」とする。

8 平成二十二年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第四条各項の規定の適用については、同条中「給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」とあるのは、「給料の月額」とする。

9 第四項から第七項までに規定する職員及び学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「第四条各項」とあるのは、「附則第四項から第七項までの規定によりそれぞれ読み替えて適用する第四条各項」と、「給料の月額から」とあるのは「給料月額からそれぞれ」と、「給料の月額」とあるのは「給料月額」とする。

附則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第六十五号

福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める。

第二条 第二項中「百分の百四十五、」を「百分の百四十、」に、「百分の百四十五を」を「百分の百五十を」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十二年十二月一日から、第二条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

（職 員 課）

福島県条例第六十六号

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第一条 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条 の九第二項中「一万千七百円」を「八千円」に改める。

附則に次の二項を加える。

7 当分の間、学校職員（次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける学校職員（再任用学校職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定学校職員」という。）に対する給料月額を支給に当たつては、当該特定学校職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定学校職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定学校職員となつた場合にあつては、特定学校職員となつた日）以後、当該特定学校職員の給料月額から、当該特定学校職員の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（当該特定学校職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定学校職員の給料月額から当該特定学校職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）に相当する額を減ずる。

給 料 表		職 務 の 級
高等学校教育職給料表	四級	
小学校・中学校教育職給料表	四級	
事務職給料表	六級	

医療職給料表

六級

8 前項に規定するもののほか、特定学校職員以外の者が月の初日以外の日に特定学校職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第二条 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「相当する額」の下に「（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第七項の規定により給料月額が減せられて支給される学校職員にあつては、当該額に百分の九十九・一を乗じて得た額）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中第八条の九の改正規定は、平成二十三年一月一日から施行する。

2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した学校職員に關する「読替え」

該特定学校職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「平成二十二年十二月一日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職 員 課）